

みつはし社会保険労務士事務所
 社会保険労務士 三橋 知香枝
 〒158-0092 東京都世田谷区野毛 2-25-11
 TEL : 050-3702-7733 FAX : 050-3730-2054
 Mail : mitsuhashi@setgaya-sr.tokyo
 http://setagaya-sr.main.jp/

【今月のテーマ】

● 同一労働同一賃金に関する最新の判決

同一労働同一賃金に関する最新の判決

非正規労働者が正社員との待遇格差を是正するよう求めた2件の訴訟の上告審で、最高裁第2小法廷（山本庸幸裁判長）は6月1日、判決を言い渡しました。

【ハマキョウレックス事件】

（事件の概要）

原告は同社で契約社員として働くトラック運転手。正社員に支給されている①無事故手当②作業手当③給食手当④住宅手当⑤皆勤手当⑥通勤手当などの支払いを求めて訴訟を起こしました。一審・大津地裁彦根支部は、通勤手当について「交通費の実費の補充で、違いがあるのは不合理だ」と認定し、二審・大阪高裁はさらに、無事故手当と作業手当、給食手当を支払わないのは不合理だと判断し、双方が上告していました。

最高裁判決は二審が「不合理」と認めた四つの手当に加え、皆勤手当についても正社員に支給しながら契約社員に支給しないのは「不合理」と判断。原告が皆勤手当の支給要件に該当するかを審理させるため、大阪高裁に差し戻しました。一方、住宅手当については、正社員と契約社員の間で転勤の有無など差があることをふまえ、契約社員に支給しないのは「不合理といえない」と原告の訴えを退けました。

	最高裁の判断	理由
無事故手当	不合理	無事故手当は、優良ドライバーの育成や安全な輸送による顧客の信頼の獲得を目的として支給されるものと解されるため、契約社員と正社員の職務の内容は異なるから、安全運転及び事故防止の必要性については、職務の内容によって両者に差異が生じるものではない。
作業手当	不合理	作業手当は特定の作業を行った対価として支給されるものであり、作業そのものを金銭的に評価して支給される性質の賃金である。契約社員と正社員の職務の内容は異ならず、職務の内容及び配置の変更の範囲が異なることによって、行った作業に対する金銭的評価がことなることになるものではない。
給食手当	不合理	給食手当は、従業員の食事に係る補助として支給されるものであり、勤務時間中に食事をとることの必要性は職務内容や配置の変更とは関係がない。
住宅手当	不合理ではない	住宅手当は、従業員の住宅に要する費用を補助する趣旨で支給されるものである。契約社員は就業場所の変更が予定されていないのに対し、正社員は転居を伴う転勤が予定されているため、契約社員と比較して住宅に要する費用が多額となり得る。
皆勤手当	不合理	皆勤手当はトラック運転手を一定数確保する必要があることから、支給されているものと解されるため、契約社員と正社員の職務の内容は異なるから、出勤するものを確保することの必要性については、職務の内容によって両者の間に差異が生じるものではない。
通勤手当	不合理	通勤手当は、通勤に要する交通費を補填する趣旨で支給されるものであるから、労働契約に期間の定めがあるか否かによって通勤に要する費用が異なるものではない。職務の内容及び配置の変更の範囲が異なることは、通勤に要する費用の多寡とは直接関連するものではない。



【長澤運輸事件】

(事件の概要)

横浜市の運送会社「長沢運輸」で定年退職後に再雇用された嘱託社員のトラック運転手3人が、給与が下がったのは「不合理な格差」にあたるとして訴えた訴訟の判決も同日、同じ第二小法廷で言い渡されました。判決は、出勤を奨励する精勤手当と、時間外手当の算定の際に精勤手当の額が影響する超勤手当について、正社員と嘱託社員に支給額の差があるのは「不合理」と判断。具体的な賠償額を審理するため、審理を二審・東京高裁に差し戻しました。ただ、それ以外の住宅手当や家族手当などについては、正社員と再雇用された嘱託社員に差があるのは「不合理ではない」として原告側の訴えを退けました。

	最高裁の判断	理由
能力給・職務給	不合理ではない	正社員に対し、基本給、能力給及び職務給が支給されていることにに対し、嘱託乗務員に対しては、基本賃金及び歩合給が支給されている。嘱託乗務員の歩合給に係る係数は、正社員の能率給に係る係数の約2倍から約3倍に設定されている。
精勤手当	不合理	精勤手当は、従業員に対して休日以外は1日も欠かさずに出勤することを奨励する趣旨で支給されるものである。嘱託乗務員と正社員との職務の内容が同一である以上、両者の間で、その皆勤を奨励する必要性に相違はないというべきである。
住宅手当・家族手当	不合理ではない	住宅手当及び家族手当は従業員の住宅費の負担に対する補助、家族を扶養するための生活費に対する補助として支給されるものである。いずれも労働者の労務の提供を金銭的に評価して支給されるものではなく、従業員に対する福利厚生及び生活保障の趣旨で支給されるものである。正社員は、嘱託乗務員と異なり、幅広い世代の労働者が存在し、そのような正社員について住宅費及び家族を扶養するための生活費を補助することは相応の理由がある。嘱託乗務員は、定年退職したものであり、老齢厚生年金の支給を受けることが予定され、その報酬比例部分の支給が開始されるまでは会社から調整給を支給されることとなっている。
賞与	不合理ではない	賞与は労務に対価の後払い、功労報償、生活費の補助、労働者の意欲向上等といった多様な趣旨を含みえるものである。嘱託乗務員は、定年退職後に再雇用されたものであり、定年退職にあたり退職金の支給を受けるほかは、老齢厚生年金の支給を受けることが予定され、その報酬比例部分の支給が開始されるまでの間は会社から調整給の支給を受けることも予定されている。